

沿岸域の保全と港湾



花輪伸一
(WWF-Japan)

目 次

1. WWFの活動
2. 沿岸海洋プログラム
3. ラムサール条約
4. 港湾と自然環境の保全

WWFの使命

WWFの使命は、次の3つの活動によって、地球環境の悪化を食い止め、人類が自然と調和して生きられる未来を築くこと

- ◎ 生物多様性を守る
- ◎ 再生可能な自然資源の持続的利用
- ◎ 環境汚染と浪費の削減



6つの重点課題

■ 生物多様性の大部分を含む3つのバイオーム

森林



淡水域



沿岸・海洋



■ 絶滅危機種

野生生物



■ 生物多様性への脅威

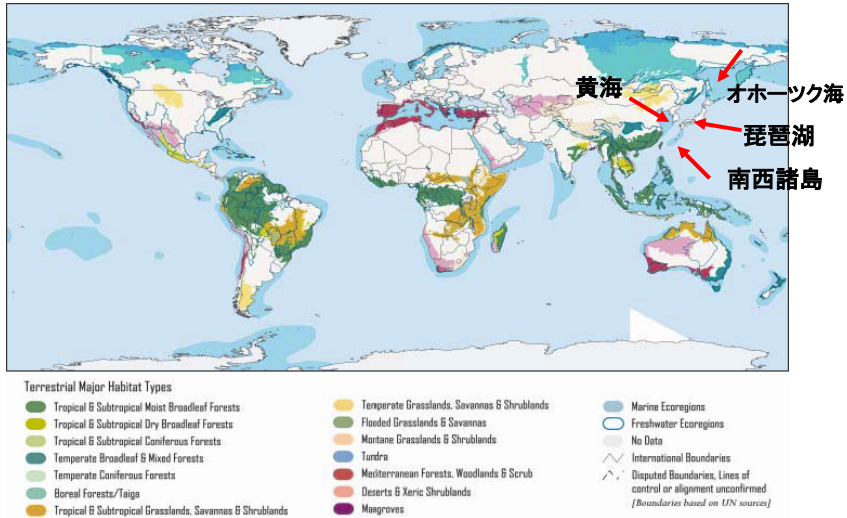
気候変動



有害化学物質



エコリージョン保全(グローバル200)



沿岸・海洋プログラム・ゴール(日本)

- 地域住民とともに、保全計画を作成し、持続可能な利用を実現する
- それが、地域振興や経済活性化につながるというモデルを作り、広げる
- 漁業資源の過剰利用を防ぐための漁獲管理

プログラム・ターゲット

- ① 生物多様性調査 (市民+研究者+行政)
- ② 地域住民, 利害関係者への普及教育
- ③ 議員, 議会, 行政へのロビング
- ④ 保護区, ラムサール条約湿地
- ⑤ 保全のための行動計画
- ⑥ 地域振興計画

ラムサール条約

水鳥の生息する湿地の保全

(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 1971)



湿地の生物多様性の保全

(The Convention on Wetlands)

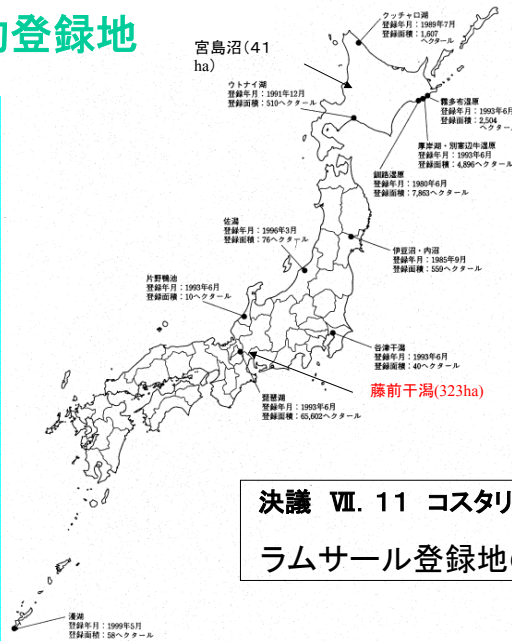
賢明な利用 (Wise Use)

生態系の自然特性を変化させない方法で
人間のために湿地を持続的に利用すること

ラムサール条約登録地

ラムサール条約登録地

釧路湿原（北海道）
 伊豆沼・内沼（宮城県）
 クッチャロ湖（北海道）
 ウトナイ湖（北海道）
 霧多布湿原（北海道）
 厚岸湖・別寒辺牛湿原（北海道）
 谷津干潟（千葉県）
 片野鴨池（石川県）
 琵琶湖（滋賀県）
 佐潟（新潟県）
 漫湖（沖縄県）
 宮島沼（北海道）
 藤前干潟（愛知県）



決議 VII. 11 コスタリカ 1999
 ラムサール登録地の倍増

ラムサール条約 決議・勧告

決議VII. 21（コスタリカ 1999）

「潮間帯湿地の保全と賢明な利用」

この決議は、干潟や藻場、塩性湿地、マングローブなどの湿地が、漁業、生物多様性、海岸、水質の保全や教育、レクリエーション利用など、大きな社会的、環境的価値を持っていることから、締約国に、干潟等の消失と保全状況を記録、報告し、悪影響を与える政策を見直し、長期的保全策を導入するよう求めている。

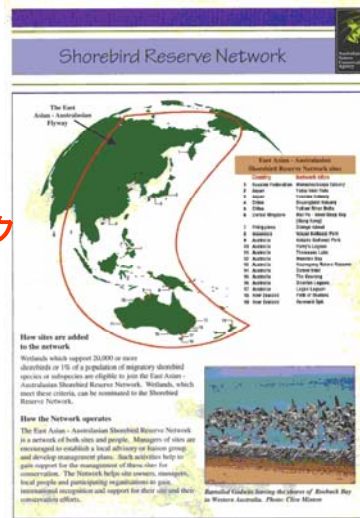
ラムサール条約 決議・勧告

アジア太平洋地域における渡り性
水鳥保全に関する多国間協力
(勧告. VI.4 ブリスベン1996)

東アジア・オーストラリア地域
シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク

- ・日本(8か所)
- 吉野川河口
- 漫湖
- 鹿島新籠海岸
- 藤前干潟

- 谷津干潟
- 東京港野鳥公園
- 大阪南港野鳥園
- 球磨川河口



ネットワーク＝環境教育＝国際交流

多様な利害関係者

渡り鳥・湿地: 環境省

教育: 自治体・文科省

港湾: 国交省

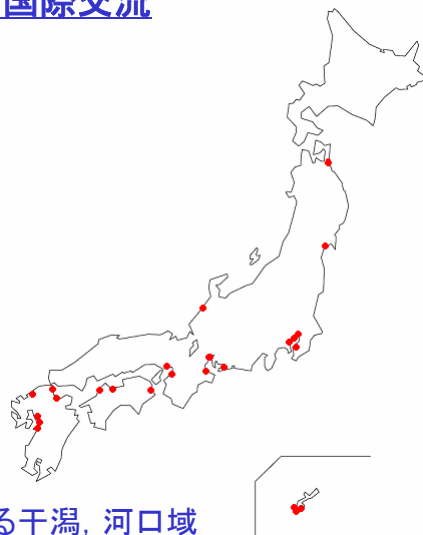
漁業: 水産庁

漁民

住民

NGO・NPO

港湾とシギ・チドリ類の渡来する干潟, 河口域





決議VII. 11重要湿地拡充戦略
(コスタリカ 1999)

- 魚類にもとづく特定基準
- ・固有種, 固有亜種
- ・産卵場, 生育場, 漁業資源の回遊経路

漁業生産

●水系全体の疲弊

各種開発(埋立, ダム),
汚染

●港湾区域と漁業環境

航路浚渫

廃棄物護岸

ラムサール条約 決議・勧告

湿地復元の原則と指針

(決議VIII. 16 バレンシア 2002)

- (A)良質の自然湿地は, 復元された湿地では置き換えることができない.
- (B)いかなる湿地復元計画においても, 最も重要なステップは, 非常に明確かつ具体的な目標, 目的および到達基準を作ることである.



ラムサール条約 決議・勧告

(決議Ⅷ. 4 バレンシア 2002)

統合的沿岸域管理(ICZM)に湿地の問題を組み込むための原則とガイドライン

ICZM

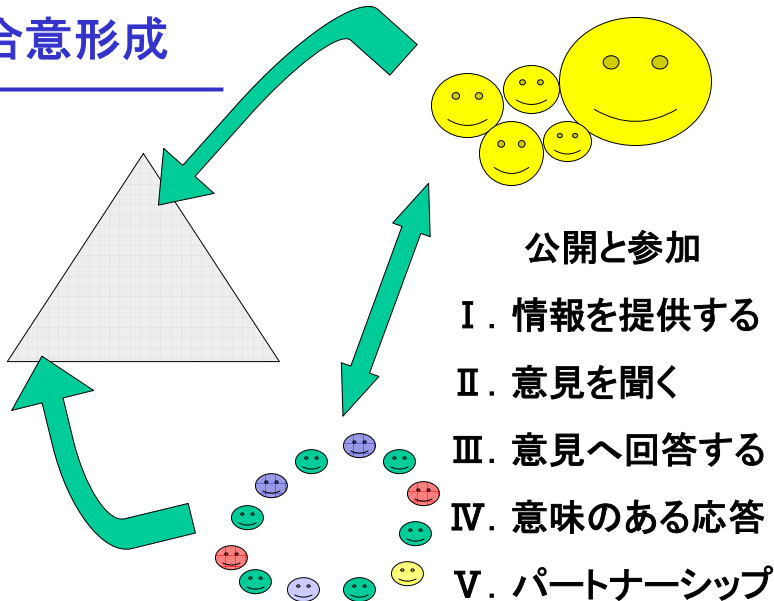
持続性の原則により経済発展, 世代内・世代間の公平を達成し, 効果的な生態系管理を実現するために, 沿岸域の利用者, 利害関係者, 意思決定者をひとつにまとめるための仕組み

統合的沿岸域管理(ICZM)と湿地

原則とガイドラインの目的

- 湿地の重要性, 役割について理解と認識を深める.
 - 沿岸域の計画策定・意思決定者が, 湿地の機能と価値を十分考慮して, **保全と賢明な利用**が確保できるようにする.
- 〈ラムサール条約登録地は重要湿地の特定と認識に役立つ〉

合意形成



保全の原則

- 現存する干潟, 浅海域は, 保全する.
- 失われた, あるいは悪化した干潟, 浅海域は, できるだけ広い面積で再生・復元する.
- 地域住民・利害関係者の合意・参加を得る.



The End